

按分計算の要否判定表(ガス供給業とその他の事業を併せて行っている場合)

事業期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	法人名	
------	--------------------------	-----	--

営業収益の内訳

(単位:円)

営業収益	収入金課税	託送供給等関連業務に係る収益※1	①	
		受託製造収益	②	
		その他収入金課税されるべき収益※2	③	
		法人税別表4による加減算(⑦を除く)	④	
		仮計(①~④)	⑤	
		電気事業営業収益	⑥	
		法人税別表4による加減算(電気事業に係るものに限る)	⑦	
		仮計(⑥~⑦)	⑧	
		小計(⑤+⑧)	⑨	
	所得金等課税	ガス売上	⑩	
		受注工事収益	⑪	
		その他営業雑収益	⑫	
		その他所得金課税されるべき収益 ※3	⑬	
		法人税別表4による加減算	⑭	
		小計(⑩~⑭)	⑮	

※1 ガス事業託送供給収支計算規則様式第1に整理されるすべての収益に相当する収入を記載してください。①に含まれる金額はこの表の他の項目に重複して計上しないようにしてください。

※2 営業外収益・特別利益であっても、営業収益と同等の性質のものは含めてください。

※3 営業外収益・特別利益であっても、不動産賃貸料としての経常的な収入などは含めてください。

※4 本表は平成30年4月1日以降に開始する事業年度からのものです。それ以前の事業年度及び旧一般ガスみなしガス小売事業者(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項の義務を負う者に限る。)が行う従前のガス供給業(平成30年度税制改正前のガス供給業)には対応していませんのでご注意ください。

1 按分計算の要否判定

従たる事業の売上金額 (⑨又は⑮のいずれか小さい方)	=		=	
主たる事業の売上金額 (⑨又は⑮のいずれか大きい方)	=		=	
※0.1を超えた場合は、按分計算が必要になります。				

2 按分率の算定

按分率	=	$\frac{\text{⑮}}{\text{⑨} + \text{⑮}}$	=	
-----	---	--	---	--

※「按分率」は、小数点以下第8位まで算出し、第9位以下は切り捨て

※この判定表は、収入金課税事業(ガス供給業)と所得金課税事業を併せ行う法人が、これらの事業のうち従たる事業が「軽微なもの」であるため、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業に対する課税方式によって申告することを選択するための要件に該当するか否かを確認するためのものです。

区分計算書(収入金課税事業(ガス供給業)とその他の事業を併せて行っている場合)

事業期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	法人名	
------	--------------------------	-----	--

①按分率 (別記様式第6号の4から転記)	0
-------------------------	---

科目等	総額	所得金等課税事業		収入金課税事業		③共通
		区分されている	②共通按分 (③×①)	区分されている	共通按分 (③-②)	
営業収益	0	0	0	0	0	0
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
営業費用	0	0	0	0	0	0
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
営業利益	0	0	0	0	0	0
営業外利益	0	0	0	0	0	0
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
営業外費用	0	0	0	0	0	0
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
特別利益	0		0		0	
特別損失	0		0		0	
税引前当期純利益	0	0	0	0	0	0
法人税及び法人住民税	0		0		0	
当期純利益	0	0	0	0	0	0
税務加算	0	0	0	0	0	0
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
税務減算	0	0	0	0	0	0
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
事業税加算	0		0		0	
事業税減算	0		0		0	
仮計	0	イ 0	ロ 0	ハ 0	ニ 0	0
合計	0	課税標準となる 所得金額 イ+ロ	0	ハ+ニ	0	

区分計算書(収入金課税事業(ガス供給業)とその他の事業を併せて行っている場合)の記載方法

- 1 収入金課税事業(ガス供給業)と所得金等課税事業に区分して記載してください。(ガス事業託送供給収支計算規則様式第1に整理されるすべての損益はガス供給業分に記載してください)。
- 2 区分することが困難である場合は共通とし、売上金額等最も妥当と認められる基準によって収入金課税事業(ガス供給業)と所得金等課税事業に按分した額をもって課税標準となる所得金額を算定してください。
- 3 電気供給業も併せて行う場合、収入金課税事業に区分して記載してください。
- 4 「②共通按分(③×①)」欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 5 「③共通」には、収入金課税事業(ガス供給業)と所得金等課税事業に区分されていないものに係る金額を記載してください。なお、不動産賃貸料としての経常的な収入などは「③共通」ではなく、所得金等課税事業分に含めてください。
- 6 「販売費及び一般管理費」、「営業外収益」、「営業外費用」、「税務加算」及び「税務減算」について記載項目が不足する場合、明細を添付のうえ、明細の合計金額を記載してください。

営業外収益及び費用に関する明細書

按分率① (別記様式第6号の4から転記)	
-------------------------	--

1 営業外収益

区分	総額	所得等課税事業		収入金課税事業		共通③
		区分されている	②共通按分 (③×①)	区分されている	共通按分 (③-②)	
内						
訳						
合計						

2 営業外費用

区分	総額	所得等課税事業		収入金課税事業		共通③
		区分されている	②共通按分 (③×①)	区分されている	共通按分 (③-②)	
内						
訳						
合計						

記載上の注意

- この明細書は、「営業外収益」及び「営業外費用」が別記様式第6号の5に記載しきれない場合の参考様式です。
- 「②共通按分(③×①)」欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 「③共通」には、収入金等課税事業(電気供給業)と所得金等課税事業に区分されていないものに係る金額を記載してください。